

藤枝市木造住宅耐震補強計画補強工事事業（一体型）書類は全て1部

＜①補強計画費及び補強工事費を補助対象とした申請をする場合＞

＜① 申請者	市
<p>1. 交付申請書 ※契約前に申請が必要です。</p> <p>① 交付申請書（第1号様式） ② 事業計画書（第1号様式その1） ③ 耐震補強計画策定費のわかる見積書の写し ④ 耐震工事費のわかる概算見積書の写し ⑤ 案内図（原則 1/2500 以上の地図） ⑥ 耐震診断結果報告書 ⑦ 既存建物の配置図及び平面図 ⑧ 昭和56年5月31日以前の建築を証明するもの(次のいずれかの写し) I) 建築確認通知書 II) 固定資産課税台帳登録事項証明書（家屋） III) 家屋登記簿 ⑨ 申請者が建物所有者以外の場合、所有者の承諾書 ※耐震改修促進税制について要確認 ⑩ 通知連絡先（設計士等の名称、住所、電話、FAX 等）</p>	<p>受理 (書類審査)</p>
<p>受領</p>	<p>交付決定通知</p>
<p>契約・事業開始（※決定通知書の日付以降に契約してください。）</p>	
<p>2. 変更承認申請書 ※補強計画策定後に申請が必要です</p> <p>＜耐震補強計画の策定が完了した場合＞</p> <p>① 変更承認申請書（第5号様式） ② 事業計画書（第1号様式その1） ③ 耐震工事費のわかる詳細見積書の写し ④ 既存建物の耐震診断結果報告書及び平面図 ⑤ 耐震補強計画書及び補強平面図 ⑥ 静岡県耐震診断補強相談士を証するものの写し</p> <p>＜補強箇所・補強方法の変更、補助金の額に変更が生じた場合＞</p> <p>① 変更承認申請書（第5号様式） ② 申請時の書類のうち変更が生じたもの</p> <p>＜耐震補強計画事業へ移行をする場合＞</p> <p>※条件等について、（別紙）をご確認ください。</p>	<p>受理 (書類審査)</p>
<p>受領</p>	<p>変更承認通知</p>
<p>事業完了</p>	
<p>5. 実績報告書 ※事業完了してから 30 日以内かつ 2 月末まで</p> <p>① 事業完了実績報告書（第9号様式）（監理者印要） ② 補強計画策定及び補強工事に係る領収書(申請者負担分)の写し ③ 工事写真（施工箇所ごとの施工前、施工中及び完了時） ④ 静岡県耐震診断補強相談士を証するものの写し （補強計画作成者と耐震性能の確認者が異なる場合）</p> <p>＜代理受領制度活用の場合、更に以下書類を添付＞</p> <p>⑤ 補強計画策定及び補強工事に係る契約書等の写し ⑥ 代理受領事業経費内訳書（第14号様式）</p>	<p>受理 (書類審査)</p>
<p>受領</p>	<p>確定通知</p>
<p>6. 請求書 ※確定通知書受領後 10 日以内</p> <p>① 請求書（第11号様式） ② 通帳の写し（口座や支店名の記載がある部分）</p> <p>＜代理受領制度活用の場合＞</p> <p>① 請求書（第11号様式）（代理受領委任業者代表者） ② 代理受領委任状（第12号様式）</p>	<p>支払い通知</p>

藤枝市木造住宅耐震補強計画補強工事業（一体型）書類は全て1部

＜②補強工事費を補助対象とした申請をする場合＞

＜① 申請者	市
<p>1. 交付申請書 ※契約前に申請が必要です。</p> <p>① 交付申請書（第1号様式） ② 事業計画書（第1号様式その1） ③ 耐震工事費のわかる詳細見積書の写し ④ 案内図（原則 1/2500 以上の地図） ⑤ 昭和56年5月31日以前の建築を証明するもの(次のいずれかの写し) Ⅰ) 建築確認通知書 Ⅱ) 固定資産課税台帳登録事項証明書（家屋） Ⅲ) 家屋登記簿 ⑥ 既存建物の耐震診断結果報告書及び配置図、平面図 ⑦ 耐震補強計画書及び補強平面図 ⑧ 静岡県耐震診断補強相談士を証するものの写し ⑨ 申請者が建物所有者以外の場合、所有者の承諾書 ※耐震改修促進税制について要確認 ⑩ 通知連絡先（設計士等の名称、住所、電話、FAX 等）</p>	<p>受理 (書類審査)</p>
<p>受領</p>	<p>交付決定通知</p>
<p>契約・事業開始（※決定通知書の日付以降に契約してください。）</p>	
<p>2. 変更承認申請書 ＜補強箇所・補強方法の変更、補助金の額に変更が生じた場合＞</p> <p>① 変更承認申請書（第5号様式） ② 事業計画書（第1号様式その1） ③ 申請時の書類のうち変更が生じたもの</p> <p>3. 中止又は廃止の場合 ① 計画廃止(中止)届（第7号様式）</p>	<p>受理 (書類審査)</p>
<p>受領</p>	<p>変更承認通知</p>
<p>事業完了</p>	
<p>4. 実績報告書 ※事業完了してから 30 日以内かつ 2 月末まで</p> <p>① 事業完了実績報告書（第9号様式）（監理者印要） ② 補強工事に係る領収書(申請者負担分)の写し ③ 工事写真（施工箇所ごとの施工前、施工中及び完了時） ④ 静岡県耐震診断補強相談士を証するものの写し （補強計画作成者と耐震性能の確認者が異なる場合） ＜代理受領制度活用の場合、更に以下書類を添付＞ ⑤ 補強工事に係る契約書等の写し ⑥ 代理受領事業経費内訳書（第14号様式）</p>	<p>受理 (書類審査)</p>
<p>受領</p>	<p>確定通知</p>
<p>5. 請求書 ※確定通知書受領後 10 日以内</p> <p>① 請求書（第11号様式） ② 通帳の写し（口座や支店名の記載がある部分） ＜代理受領制度活用の場合＞ ② 請求書（第11号様式）（代理受領委任業者代表者） ① 代理受領委任状（第12号様式）</p>	<p>支払い通知</p>

木造住宅耐震補強計画事業

<計画策定後に補強工事を取りやめ、計画策定費のみ補助金を受ける条件について>

高齢者世帯等(★)がやむを得ず耐震補強工事を断念し、耐震補強計画のみ実施する場合、下記の両条件を満たす場合に限り、9万6千円を上限に補助します。(※交付決定前に耐震補強計画を策定したものを除く)

- 高齢者世帯等であること
 - 命を守る対策として、耐震シェルターまたは防災ベッドを設置するもの
- ※今後、耐震補強工事に対する補助金の活用はできません。

●変更承認申請時に提出するもの

- ①変更承認申請書(第5号様式)
- ②申請時のうち、その他変更があるもの
- ③家族構成報告書(第15号様式)
- ④高齢者等を証明するものの写し
 - I) 65歳以上の者(年金受給者証、個人番号カード又は運転免許証)
 - II) 身体障害程度等級が1・2級の者(身体障害者手帳)
 - III) 要介護・要支援者(介護保険被保険者証)
 - IV) 療育手帳の交付を受けている者(療育手帳)
 - V) 精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている者(精神障害者保険福祉手帳)
- ⑤実施予定の命を守る対策(耐震シェルターまたは防災ベッドの設置)に係る書類

●実績報告時に提出するもの

- ①事業完了実績報告書(第9号様式)(監理者印不要)
- ②事業計画書(第1号様式その1)
- ③補強計画策定に係る領収書等の写し
- ④耐震補強計画書及び補強平面図
- ⑤静岡県耐震診断補強相談士の確認を証するものの写し
- ⑥命を守る対策を実施したことがわかる書類(耐震シェルターまたは防災ベッド設置写真等)

★高齢者世帯等とは・・・

- ・65歳以上の者のみの世帯
- ・身体障害者程度等級が1・2級の者がいる世帯
- ・介護保険法による要介護者または要支援者の者がいる世帯
- ・療育手帳の交付を受けている者がいる世帯
- ・精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている者がいる世帯